

経営者・労務管理者のための労働講座

職場の従業員の皆さんが、明るく生きがいをもって働けるように労働基準法は定められております。このためには、経営者や労務管理担当者が、正しい理解のもとに雇用契約や就業規則等を定め運用する必要があります。

労務関連知識は膨大ですが、重要で必要最低限なポイントだけをピックアップして集中的に講義いたします。また、社会保険の加入についても講義いたします。

開催日：7月27日（土）

時間：9：30～12：30

会場：茅ヶ崎市勤労市民会館

講師：社会保険労務士

対象：経営者・労務管理者

定員：20名（申込制・先着順）

費用：無料

申込：茅ヶ崎市勤労市民会館へ

申込期間：6月20日～7月26日



お問合せ
お申込みは

茅ヶ崎市勤労市民会館
0467-88-1331